

# みんなくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

## 広西における『改良風俗』政策について—近現代中国における文化政策の一齣

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2011-03-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 塚田, 誠之 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10502/4364">http://hdl.handle.net/10502/4364</a>

# 広西における『改良風俗』政策について

—近現代中国における文化政策の一齣

塚田誠之

## 一 序言

近現代中国の広西においては、政府による風俗習慣に対する改革「改良風俗」政策が一貫して行われてきた。一九三〇年代の「改良風俗」政策、一九五〇年代の「移風易俗」政策と、風俗習慣に対する改革は続けられた。今日、我々が見ることのできる壮（チワン）族など諸民族の風俗習慣は、こうした改革を経て少なからず変化を遂げているのである。

従来の研究では、改良風俗政策はほとんど検討されてこなかった。辛亥革命期における風俗改良を論じた廖楊「廖 一九九六」や、近代壮族社会史研究の一環として清代・民国期における壮族の宗教的迷信行為に対する政策を論じた方素梅「方 二〇〇二・二六五—二六八」の研究があるが、概説的で、若干の地方志の引用のみで検討が不十分である。広西における民族史の研究では一九三〇年代の改良風俗政策は等閑視されている。民国期の政策については、内容の検討をせずに、政策それ自体を否定し批判するにとどまりがちである。たとえば張声震・覃彩鑾「張主編 覃編 二〇〇二・四七二」は、当時広西の政権を掌握していた「桂系集団」が壮族やその他の非漢族の風俗習慣を「陋

俗」としたことに触れて桂系集団の非漢族に対する姿勢を批判している。また、一九五〇年代の文化政策についても、壮族のラテン字母を用いた文字創造、教育の進展などの分野にはほぼ限定されている。

本論の目的は、広西において、一九三〇年代に行われた「改良風俗」政策と一九五〇年代に行われた「移風易俗」政策を主に文献によって検討し、その異同点を探り、二〇世紀中国の革命期における文化政策の潮流を展望することにある。<sup>(2)</sup>

## 二 清代の改良風俗

一九三〇年代の検討に先立ち、まず清代における改良風俗政策を一瞥しよう。康熙二六（一六八七）年、思明土府の教授に赴任した高熊徴が当時の広西提督に上して風俗を正すよう請願した呈文があり、そこには、当時の土司統治地域における土司の漁色・妻の軽率な離縁、同姓婚、土司の服装「蛮服」、火葬、「弟娶兄妻、兄娶弟婦」（レヴィ・レト婚）が改革の対象として挙げられている（高熊徴『罷雪齋全集』（道光三〇年版本）後集一「請正風俗奏陳」）。さらに、乾隆三三二年（一七六七）、鎮安知府に任じられた趙翼が、当地における「不落夫家」（婚礼後初生児の誕生まで夫婦が別居する習俗）を禁じようとしたことが見える（ただし効果なく住民に笑われた）（趙翼『簞曝雜記」三「辺郡風俗」）。さらに方素梅は清代の壮族地区での巫覡（シャーマン）の活動が地方官によって禁止されたことを指摘している（方二〇〇二：二六七）。これらにより、儒教的規範から逸脱する風俗が改革の対象とされたこと、改革は個別の地方官の判断によっていたことが指摘される。

三 一九三〇年代の改良風俗

1 『広西省改良風俗規則』の制定

一九三〇年代に入り、広西省政府が改良風俗政策の本格的な実施に乗り出した。<sup>3)</sup>一九三一年九月には広西各県市の改良風俗起草委員会が成立し、積極的に改良風俗の方法を検討・計画し、「広西各県市取締婚喪生寿及陋俗規則草案」の起草がなされた(『南寧民国日報』一九三一年九月九日)。そして、一九三三年七月一九日に広西省政府第九五次會議で『広西省改良風俗規則』が定められた。その内容は次の通りである。

- 1章…総則。1. 節儉を崇尚して習俗を改良するのを主旨とする。2. 婚嫁喪祭生寿に奢侈の行爲およびその他一切の陋俗があれば本規則で取り締まる。3. 省政府から各県政府と公安局に通達し執行させる。もし執行につとめないものがあれば省政府が懲戒処分をする。4. 本規則に違反した罰金は地方の改良風俗の用にあてる。
5. 各県政府あるいは公安局は毎月辦理の状況を省政府に呈報せよ。
- 2章…婚嫁。6. 婚約の礼物は多くとも二〇元以内、結婚の礼物は多くとも銀一六〇元以内とし、男女の一方が他方に礼物を強要してはならない。持参財は国貨を用いるべきである。7. 婚嫁のさいに来賓が礼物を送るのは二元以内とする。主人は返礼してはならない。8. 婚嫁の当事者の家が来賓を歓待するのは茶会を主とすべきである。酒席を設ける場合は毎席銀三元以内。都市でも銀一〇元以内とする。9. 本章各条の規定に違反した者は勸導あるいは警告する。公務員はその長官によつて記過あるいは免職処分とする。
- 3章…喪祭。10. 喪葬で必要とする衣衾等物は当事者の力の範囲内で購入するが、多くとも銀一〇〇元以内とする。

11. 死者の入殮には衣衾等物以外に各種の珍玩物品を用いてはならない。12. 喪主家は僧尼道士を雇用して法事をしてはならない。13. 喪主家あるいは弔問客は香燭蔬果を主とする。三牲を用いる場合多くとも銀五元以内とする。14. 輓聯・輓幛は廉価な土布あるいは紙を用いる。香典は銀二元以内とする。15. 喪主家は奠儀等物を受け取った際に受取状を出すのはよいが、銀錢あるいは物品で答礼してはならない。16. 喪主家は弔問客に対して食事をふるまう必要があるときは節儉につとめて素菜を用いるべし。17. 喪主家が停柩するときは速やかに葬るべきで五日以内にする。もし問題があるときは都市では県政府が公安局へ、郷村では区郷公所へ延期を報ぜよ。一個月を過ぎてはならない。郊外に仮埋葬するのは禁止する。寄居で客死し帰葬するに及ばない者は郊外に殯室を築いて仮埋葬せよ。一年を過ぎてはならない。18. 本章各条の規定に違反した者は第9条の規定によつて辦理する。

4章・生寿。19. 子女の出生に外家からの礼物は銀一〇元以内、親戚・友人は銀三元以内とする。20. 子女の出生祝賀に紅色に染めたタマゴを送るのを禁止する。また宴会で客をもてなすのも禁止する。21. 満六〇歳になつてから慶寿の宴会を開くことができる。ただし毎席銀三元以内とする。都市では銀一〇元以内とする。22. 賀寿の来賓の礼物は每人銀二元以内とする。23. 本章各条の規定に違反した者は第9条の規定によつて辦理する。5章・陋俗。24. 迎神建醮を禁止する。違反者は集めた錢を没收し責任者は一〇元―一〇〇元の罰金に処す。僧侶・道士を招いた場合には法衣法器を没收する。25. 淫祠を祀り「送鬼完願」するのを禁止する。違反者は五元―二〇元の罰金に処す。26. 巫覡・地師等の業を操るのを禁止する。違反者は五元―二〇元の罰金に処す。27. 耳に穴を穿ち束胸をするのを禁止する。違反者は一元―二〇元の罰金に処す。28. 男子が一七歳未満、女子が一五歳未満の場合は父母は婚約させてはならない。違反者は一〇元―五〇元の罰金を課す。29. 男子が一八歳未満、女子が一六歳未満の場合は結婚してはならない。違反者は当事者の家の家長あるいは当事者に一〇元―

一〇〇元の罰金を課す。30. 婚礼の際に婢女を嫁入り道具としてはならない。違反者は一〇〇元―五〇〇元の罰金に処す。31. 婚礼に「閨房」をしてはならない。違反者は一元―五元の罰金に処す。32. 女子の嫁後の不落夫家は一〇元―五〇元の罰金に処す。家長がそれを許した場合は家長も罰する。33. 墮胎・溺女は法によつて処罰する。34. 一切の慶弔において親戚・友人は手伝いの必要がなければ集団で行つて食事をしてはならない。来賓は宴会の際に陋習にそつて飲食器物を盗んではならない。違反者は一元―一〇元の罰金に処す。35. 公務員で本章各条の規定に違反する者は免職するほかに規定に照らして倍の処罰を加える。

6章・服章。36. 男女の衣冠履帯および一切の服飾は国貨を購入すべし。37. 男女の蓄髪は頸を過ぎてはならない。女子の留髪ので頸を過ぎる者は結束し披散させてはならない。奇装異服は禁止する。違反者は一元―五元の罰金に処す。

7章・附則。38. 本規則がもし不十分なら省政府が修改すべきである。39. 本規則は公布日より施行する。

一見して風俗の全面的な改革であることが見て取れる。髪型(37条、服装(異装。27、37)、婚俗(6、8、28、31、34)、不落夫家(32)、墮胎・溺女(33)、神祭り(24、26)、巫覡・地師(26)、葬式(10、18、34)、生子・長寿祝賀(19、23)、など広い範囲に及んでいる。また、婚俗一つとっても礼物の金額、来賓の歓待のための酒席に要する金額、婚約や結婚の年齢、婚礼の夜に友人らが新婚夫婦の部屋に押しかける「閨房」習俗など禁令は細部に及んでいる。さらに違反した場合の罰金、警告や違反者が公務員である場合の処分など罰則規定が盛り込まれている。なお、『草案』では、男女の間の歌掛け「歌墟」や、清明・中元節に冥宝・紙銭を燃やすのも迷信行為として禁止されることになっていたが、それよりは緩やかな内容になっている。<sup>(5)</sup>このほか、広西民政庁が出版した『広西民政視察報告彙編』(二二年度上期)には、童養媳、唱歌(歌掛け、歌墟)、懶惰、愚蛮、不衛生も改革の対象として挙げられている。さらに、

梁上燕「広西風俗習慣改良問題」(『南寧民国日報』一九三三年九月一六日)には、近代的な教育体制よりも科挙を盲信すること、それに「土豪劣紳」の存在も禁止事項の案として挙げられている。

くわえて、「元・梁 一九三八」には、婚礼の際に婢女のほか家畜を持参財にすること、子供の満月の祝いに母方祖母が鶏米を送ることが禁止事項とされている。「寧 一九三五」では「指腹為婚」、すなわち親同士が胎内にある子供の縁組をすることが禁止事項とされている。『南寧民国日報』一九三四年七月一日「南丹取締人獸同居」では、高床式住居が健康に悪いとして禁止事項とされている。『广西民政視察報告彙編』(民国二年度下期)「寧明県」では婦人がキンマを噛む習俗を禁止している。「蔣編 一九三六」「改良婚俗大綱」では、兄の死後兄嫁と弟が結婚したり弟の死後その嫁と兄が結婚するレヴィレート婚が禁止の対象とされている。『南寧民国日報』一九三五年七月六日「三江県女子穿裙不穿褲 并露胸帶大耳環及捏朝天髻 男子扎包頭乃野蠻恥辱之事 県府訂定罰法取締、以絶惡習」では、非漢族の民族衣装、髻が改良の対象となっている。なお、それらはどこまでが実施されたかは疑問である。たとえば「土豪劣紳」の存在を否定しようとしても当時の封建的土地所有を支える地主層自体の変革を実施することが可能であったかは疑問である。「懶惰」「愚蛮」など個人の行動規範に及ぶものは可視的な効果が現れにくいだろう。逆に歌墟(歌掛け祭り)など、『草案』にはあつて『規則』では対象外とされているものでも、実際には取り締まりがなされている。<sup>⑥</sup>

## 2 改良風俗の背景

では、なぜにこのような改革政策が検討され実施されたのであろうか。この点について、「広西改良風俗宣伝大綱」(『南寧民国日報』一九三二年一〇月一四日)によると、風俗を改良する理由として、社会は進化するものであつて、過去の事物は今や不合理になり進化を阻害している。革命とはこれらの阻害を排除し社会を進化させるものであること、

その革命の理念は総理(すなわち孫文)の思想に基づいていることが挙げられている。そして過去の事物が進化を阻害する不合理なものである理由として、経済的に浪費であること、政治的に封建制度の遺物であることが挙げられ、そして社会や種族の進化を阻む行為が挙げられている。浪費の例としては、祖先祭祀や葬儀の際の冥宝・冥銭・香燭・僧尼師道などに費やす経費、豪華な婚葬儀礼が挙げられている。先の『規則』第一条でも節儉の崇尚が改革の目的であることが明記されている。封建制度の遺物としては、重男軽女や門戸の觀念、械闘、蓄婢などが挙げられている。さらに、社会の進歩にともない個人の知識や自覚とともに進歩すべきで、学ばざること、時間を守らないこと、事に当たって責任をとらないこと、公共の規則を守らないこと、嘘をつき信用を失うこと、人の失策を暴いて攻めること、無礼に相手を嘲り罵ったり力を頼み弱者をいじめること、利己主義などの類の個人の行動様式が社会の進化の障害とされている。その他、アヘン吸引、売春・賭博・不潔・浪漫などは社会倫理を墮落せしめること、纏足・束胸・盲婚・早婚・私刑・淫乱などは種族の進化を阻害するとして改革の対象とされている。

それは社会を進化するものと考え、進化を阻む過去の虚偽・封建的な制度、奢侈、社会倫理に反する習俗を排除し、新たな社会秩序に見合う生活と行動の様式を求めるものであって、社会全体の変革運動の様相を呈していると言える。そしてその目的にそって個人の行動の方向付けがなされている。この点について、梁上燕「広西風俗習慣改良問題」(『南寧民国日報』一九三三年九月一日)には、存在価値のない風俗習慣は封建勢力であって、三民主義の社会を創造するには封建勢力を消滅させねばならないことが指摘されている。

ただし、注意したいのは、「封建勢力」の消滅は儒教的要素の一扫を必ずしも意味しないと思われる点である。不落夫家や歌墟、レヴィレート婚(さらには異装)などの禁止の主張がなされているが、それらは封建的習俗というよりは、むしろ儒教の理念に反する習俗として清代以来位置付けられてきたように思われる。不落夫家は『草案』では新婦が夫家に常住しないことが問題とされており、その点が儒教的規範に反しているのである。不落夫家に



ついで楊煊は、女性が恋愛の衝動にかられて生じるもので「倫理上の道を失う」としている〔楊 一九三四・八七〕。歌墟は『広西民政視察報告彙編』『東蘭県』『宜北県』で「淫」とされ、〔蔣編 一九三六〕では「姦恋を引き起こす」とされ、往々男女の婚外恋愛の場と看做されたようである。レヴィエート婚については禁止の理由を明記した記事は見られないが、長幼の序への違反という点が問題にされたであろうことが想像される。

### 3 改良風俗に見える当時の知識人の風俗観

「広西風俗習慣改良問題」(三)〔南寧民国日報〕一九三三年九月二〇日)に、風俗習慣の価値として、風俗習慣は全てが不要なものではないこと、良好な風俗習慣は提唱し、悪劣なものは改良すべきであることが指摘されている。ここで言う良好な風俗習慣とは、三民主義にそうこと、すなわち民族精神を發展させることができ、民権の能力を養成し表現し、民生の原則に適合し、現代の社会・政治・経済・文化の環境に適合するもので、優美な人格、仁愛愛国の思想を養成し、勇敢犠牲の精神、社会に奉仕する能力、互助・合作・衛生などの良好な徳性を養成するものであるという。他方、悪劣な風俗習慣とは、人々を迷信に導き社会の進歩を阻害し、三民主義に反し、社会の混乱を引き起こし、封建制度を持ち、人類の思想の發展を束縛し、人性の野蛮を暴露し合理的な生活に違反するものであるという。習俗に優劣をつける基準として、〔元・梁 一九三八〕では、科学的なものを重視し、「反科学」「理に合わないもの」をもって迷信として位置付けている。この点について『南寧民国日報』一九三四年三月五日の「養利県府嚴禁歌墟」では、養利県で政府が歌墟を禁じているが、歌墟に行けば五穀豊作になり行かねば災害が発生するという地元の人々の観念を批判し、五穀の豊作は人々の終年の勤勉と天候が順調なためであって歌墟とは無関係であるとしている。ここでは政府側と民衆との風俗観の違いが窺われる。

なお、風俗の優劣を判断する際に人々の健康も問題とされた。上記の『規則』第27条に女性の「束胸」の習俗が

禁止事項として挙げられている。「寧一九三五」によると、それをすることによって胸部が束縛され心臓が圧迫され血液の流通が自然にならず、乳液の分泌が減少し、本人の健康に影響し、ひいては後代の国民の体格に影響することが指摘されている。『南寧民国日報』一九三三年八月二五日「從民族与体育論早婚之害」でも、早婚が健康に良くないこと、青年は社会の中堅・国家の棟梁・民族の犠牲となるべきで、「樂もて蜀を思わず」の劉禪の故事のように愛・楽に溺れてはいけないことが指摘されている。なお、ここで青年が国家や民族の支柱となるべきという主張には当時の中国の置かれた政治的状況が映しだされている。<sup>9)</sup>

#### 4 改良風俗の施行と問題点

ここで、改革実施の具体的なプロセスについて見てみよう。前記「広西風俗習慣改良問題」(二)によると、調査、宣伝、徹底破壊の順とされている。「徹底破壊」については文字通り、あらゆる神廟・「淫祠」とその中の偶像を一律に破壊し、香燭冥宝など「迷信的な品物」を製造禁止処分とし、卜巫星相道の活動を政府が禁止した。『南寧民国日報』一九三五年八月二八日「扶南農村概況」(一、風俗)によると、この二、三年来、迷信の風が日増しに絶えてきたが、各郷村の廟宇はほとんど壊されたという。東蘭県では、「蔣編一九三六」によると、婚俗の改革について、県内各郷の所属人員を督促して改革の計画を全体の民衆に普及させ、ついで各郷は人員を派遣して村街民大会に参加させ、改良婚俗の工作を促すことが記されている。行政的には県―郷―村―街の行政系統にそって改革が行われたのである。

実際に行われた禁令に対する処罰について、『二十二年度広西省施政紀錄』民政、礼俗「改良風俗」に、いかなる行為をどのように処罰したのが挙げられている。罰則規定は先の『規則』の条文に見えるが、具体的に実施された処罰の事例を見ると、たとえば「迎神建醮」「巫道」「女巫」については、僧道・巫覡の法衣や法器を没収し、

拘留し罰金をとつて、あるいは懲役刑に処した上で改業させている。ほか、婦人が髪を長髪にし、髪を振り乱したり肩腕・腿を露出して街に出た事件については、家に帰して髪を切るか髻を結わせ、あるいは肌を覆う服装に改めさせている。ほか、子供の出生に際して紅色に染めたタマゴを送つたり（イアリング用に）娘の耳に穴を開けようとした事件については勧導・戒告して制止している。『規則』の条文にみられたように必ずしも罰金の徴収だけではなく勧告し制止させるような場合が目につく。不落夫家・歌墟も地域によっては罰金刑ではなく、解散や制止にとどまる場合があつた。

なお、『二十二年度広西省施政記録』では、本年度の改良風俗に違反した案件は陋俗四五、生寿一、喪葬一、婚嫁一、服装四、合計五二件となつている。当時一〇〇万以上の人口（一九四八年当時一四六七万人）を抱えていた広西にしては摘発数が非常に少ない。この点から、改良風俗の実施は地域によつて相異があつたことが推測される。

諸習俗のなかでも歌墟や不落夫家の改革はとりわけ困難であつたようである。歌墟について、『廣西日報』一九四九年二月七日「廣西的歌墟」によると、近年、省民政当局が教化を損なうものとして歌墟を厳しく禁止したので現在は旧日のような大規模なものではなく、定期的に行われなくなつていること、しかし蒼梧・岑（漢・博）（自）一带、武鳴・邕寧等の県にはあり、なかでも龍州・明江・綏祿県では盛大に行われていること、それらの地域では女兒・息子の嫁のいる家の家長は金をかけて彼女に衣飾を買い化粧させ参加させること、歌掛けを通じて贈り物を多く得た女子はそれを光榮と思ひ父母も喜ぶが、もし妻が手ぶらで帰つて来たり礼物が少なければ彼女の夫が体面を失うことが挙げられている。この記事から、禁令によつて衰退した地域と、歌墟が盛行し続け人々の意識に変化がなかつた地域との両方が見られたことが知られる。不落夫家について、楊焄によると不落夫家は広西の約三分の一もの人々、とくに「獠人」（現在の壮族）のもとで見られる「楊 一九三四・八七」という。それから見ると上記の摘発数は僅少である。『廣西民政視察報告彙編』（民国二十二年度下期）「河池県」によると「婚嫁の歌唱、早婚、不落夫家

の陋習は糾正しようとしても容易ではない」と記されている。

なお、『南寧民国日報』一九三三年八月二日「農村婦女之解放」では、都市の婦女は解放されたが、人口の八〇%を占める農村の婦女は封建の保皇の最低層に置かれて抑圧されていること、したがって教育で知識を得、権利を知らしめ、家政・衛生・児童の教養・勤儉・破除迷信等の問題を宣伝して女性を覚醒させるべきことが挙げられている。この場合、農村女性の解放の主張であり、都市では改革は女性の解放に一定の効果があつたであろうことが推測される。<sup>10)</sup>

なお、先の歌墟や不落夫家は非漢族地域でとくに多く見られたが、それらの地域では改革がどの程度徹底されたかは疑問である。廟の破壊や高床式住居の改造などの改革は実行された地域のみとは限らない。先述の『南寧民国日報』一九三四年七月一日「南丹取締人獸同居」では、高床式住居が健康に悪いとして改革すべく提言がなされている。雷平県では、民国『雷平県志』第三編・社会・風俗「居住飲食」に、一九二八年の県の設置以降房屋を改造する指令を出し、農村でも次第に変化している、と記されており、該県では改革は効を奏したようである。しかし他方で、『広西民政視察報告彙編』（民国二年度下期）「思恩県」のように、「人畜同居」の住居の「改善は容易ではない。徐々に変えるしかない」地域も見られた。葬俗について、『南寧民国日報』一九三四年九月三日～五日「同正県調査紀略」によると、老人の場合は五～七日間経って埋葬するが、なかには翌年までとどめて良い土地を選んで初めて埋葬する場合があると記されている。<sup>11)</sup>

非漢族地域について、筆者が行った調査によると、たとえば民族衣装について、龍勝県和平郷龍脊地域や靖西県安德鎮の壮族は一九三〇年代頃から女性がスカートを着用しなくなったが、不落夫家は龍脊では人民共和国初期まで、安德では文革中も行われたという（龍脊では女性の民族衣装は民国期に嗜れ着として着用し続けていたという言説もある）。歌墟について、田東県義墟鎮の壮族のもとでは禁令によって公然と大規模な形で行うことはできなくなったが、歌

（山歌）を歌う習俗自体は消滅せず、人々は村の中で歌ったという。龍脊地域では一九五八年まで歌墟が続けられたという。不落夫家や山歌の習俗の根強さが窺われるとともに、地域的な相違の存在が裏付けられよう。

このように改革は、一つ一つの習俗や、都市と農村の違い、非漢族地域など地域によって相違が見られた。全体としては、禁令はそれなりに効果があったように思われるが、地域的なばらつきが見られたことが指摘されよう。

## 5 戦時体制と改良風俗

一九三〇年代後半になると、戦時体制色が濃厚になり、抗戦運動への対応が改良風俗政策の目的のひとつとなっていく。この点について、「元・梁 一九三八」では、「遊惰」を取り締まる理由として、戦時において、社会の寄生虫を取り除き社会の治安を維持すること、そして遊惰の徒を勇氣ある戦士に変え、一般の中国国民と同様に力を尽くして抗戦に参加すべきことが挙げられている。また、不落夫家を取り締まる理由として、婚礼直後の夫婦の別居が新郎に影響を与え、従軍報国の願望を失わせ放蕩・浪漫・怠惰な墮落者にする点で社会治安に悪劣な影響を及ぼし、ひいては徴兵の進行を大きく阻むものになっていることが指摘されている。徴兵については、従軍を鼓勵して徴兵者の家族を優待し「好仔不当兵」という間違った観念を改良するべきことが指摘されている。このように一九三〇年代後半には改良風俗政策は戦時体制の影響を受けた。

本節で検討したところを要約すると、一九三〇年代に行われた改良風俗政策は、三民主義の精神にそって、「科学」至上思想・進化主義的思想に基づいて、風俗を「良好」なものとして「悪劣」なものに区分した上で社会・種族の「進化」を阻む悪劣な風俗習慣の改革を遂行する大規模・広範囲な変革運動であった。悪劣な風俗習慣とは、封建的な習俗、奢侈、社会倫理に反する習俗であり、歌墟・不落夫家も対象となった。改革には衛生運動も含まれ、そのため一部の地域では高床式住居が「人畜同居」として改革の対象とされた。改革は女性の解放とも結びついた。罰金

や勸告、禁止など罰則がともなわれたが、ただし効果は地域によって濃淡が見られた。とくに歌墟の習俗は改革が徹底されなかった。なお、改革は一九三〇年代後半以降には抗戦運動とも結びついた。

#### 四 一九五〇年代の「移風易俗」政策——『広西日報』の記事から

前節では一九三〇年代の改良風俗政策について検討したが、その後、一九四九年の共産党政権の成立後にはどのような習俗改革の動きが見られたのであろうか。本節ではおもに『広西日報』の記事に基づいて検討する。

##### 1 一九五〇年代前半の政策

まず、社会主義政権の成立にともない迷信の否定がいちはやく行われた。一九五〇年に賓陽県で道士の儀礼が迷信として批判されている(一九五〇年二月八日「迷信害人大趕快破除它」)。三江県の少数民族は病気になる「求神拜鬼」をして「生死は運命」、「一切は天が決める」と看做していたが、そうした迷信・宿命の思想を改めたという(一九五二年八月二〇日「三江県少数民族同胞普遍養成衛生習慣」)。迷信の改革については、強制的に禁止する政策をとらず、群衆の自覚の基礎の上に徐々に革めていく方法がとられた(一九五三年三月二日「興安土改覆査隊員趙如昌黄榜金等違反民族政策」)。

婚姻について、一九五〇年四月一三日に婚姻法が成立し、包辦・脅迫・男尊女卑・子女の利益を考慮しない封建主義的な婚姻制度の廃除、男女の婚姻自由、一夫一妻、男女の権利の平等の主張がうたわれた。その後、一九五二年から一九五三年にかけて婚姻法の貫徹が図られた。また、不落夫家が「封建陋習」として排除の対象とされた(一九五三年一月二日「革除長住娘家、封建陋習制止了婦女集体自殺福建惠安開展已婚婦女、回夫家運動」)。民国期に改革が

試みられたはずの不落夫家を含む種々の封建的な婚姻が当時続行されていたことが注目される。不落夫家の場合も迷信的な行為同様、「婚姻自主の原則の下、婚姻法の精神に基づいて男女双方に自分で考え処理すべき」（一九五三年二月五日「省婦聯貫徹婚姻法農村調查組工作總結」〈続完〉）として間接的にそれをやめるよう仕向けられ、強制的な禁止は行われなかった。一九五六年、田陽県で、不落夫家を行った複数の女性に「工分」（労働点数）を発給せず、ひどい場合には郷政府も糧食購入証を発給せず、そこで生産への参加を拒絶された女性が自殺するという事件が発生した。この事件について不落夫家は風俗習慣のなかでも保存する「価値のない」ものであつて「改変すべき」であるが、政府が強制的に改革してはならないこと、一種の風俗習慣の形成にはみな、一定の歴史の根源、社会的根源があり、群衆の覚悟から出発し、忍耐強く説得教育をしてはじめて次第に改変されること、簡単に処理しようとしたり、強制的な命令は群衆の不満を招くのみで、良くない結果を引き起こすこと、行政手段の助けを借りて風俗を改革する強迫命令の方法には断じて反対すべきことが主張されている（一九五六年八月八日「不落夫家不給工分」）。ともあれ不落夫家は封建的な陋習で、保存する価値のないものとされたこと、しかし一九五六年当時地域によつては依然行われていたこと<sup>13</sup>、その改革に際しては他の習俗同様、本人の自覚による方法が用いられたことが指摘される。

ここで一九五〇年代の政策として少数民族政策に注意を払う必要がある。共産党政権は少数民族の平等を主張し、憲法で各民族には「皆、自己の風俗習慣を保持したり改革をしたりする自由がある」と規定された。一九五二年一月五日の張景寧「広西僮族の簡単介紹」では、言語とともに高床式住居、歌墟を民族の文化的特徴としている。一九五七年二月二三日「本省各民族簡介 僮族」では、壮族の民族文化として山歌・歌墟が「最も広く行われ、影響の大きい伝統的な民間芸術・文芸形式」として高く評価されている。

一九五〇年代には政策には生産力の増進という点も顕著に見られた。この点と民族文化との関わりについて、一九五七年二月二三日莫劍峯「在農業生産中如何處理民族風俗習慣有關的問題」では次のように述べられている。

去年、本省の各地の各族の人民がみな積極的に農業合作社に参加した。ただ、少なからざる社が各民族の風俗習慣に注意を払わず、少数民族人民の合作社へ参加する積極性に影響し、ひどい場合には民族関係の緊張を造成した。(中略) 苗瑶侗僮の「坐妹(歌掛けをともなう男女の恋愛)」「爬坡(男女が山の上って恋愛の歌を歌う習俗)」「歌墟」「節日」「婚葬」「走親(親戚付き合い)」などは、少数民族が大変重視する習俗であるが、これらのために労働時間がとられる。(中略) 風俗習慣が迷信に起因していて、ひどい場合には生産を妨げる場合には改変せねばならない。だが、必ずその民族の群衆が自覚の基礎の上に自ら改変せねばならない。ゆえに生産の邪魔になり、ひどい場合には彼らの進歩を妨げる風俗習慣で、当然改革せねばならないものであっても、これは民族内部の事情であつて、その民族の幹部と群衆が自覚の基礎の上に改革を行うべきである。まして一つの民族の優良な伝統で生産の鼓舞に大きな作用があり、利がなくとも生産に障害のない習俗は保持していかねばならない。「坐妹」「歌墟」等、生産にとって障害のあるものでも他の面では良いものもある。それらも皆、保持することができ、生産において配慮されねばならない。

ここでは習俗の評価が生産を妨げるかどうかにも基準が置かれており、迷信に起因する習俗は生産の障害になるので改変すべきこと、生産を妨げる習俗は当事者の自覚によつて改変せねばならないこと、しかし労働時間を浪費する点で生産を妨げる習俗であつても歌墟などに対しては少数民族が重視する習俗であるので尊重し、なおかつ民間関係に影響が及ばないように配慮がなされている。上述のように封建的な習俗や迷信・不落夫家はすでに否定されたが、それでも民族文化を尊重せざるをえない政治的事情があつたがゆえに全ての習俗を生産を基準として切り捨てることができなかった。しかし、この記事に窺われるように、ともすれば生産を重視してそれを基準として習



俗の評価をする風潮が萌していた。この点は一九五〇年代後期に表面化する。

生産の重視とも関わるが、一九五〇年代前半から新聞記事に頻繁に登場するのは衛生運動に関するものである。

当時は「村道上には糞便だらけで、どこにも便所がない」（一九五六年五月九日「一個優秀の僮族青年戦士」）という光景が随所に見られた。こういう状況は一九三〇年代にも見られた（『南寧民国日報』一九三三年三月二日「各県社会概況（統）」（思林県）が、依然として改まっていなかった。壮族には「過去に便所で大小便をして肥料とする習慣」がなく（上記一九五六年五月九日の記事）、肥料を有効利用しない点では生産の発展にも影響があると看做された。便所や家畜小屋をつくり人糞尿を肥料とする政策は一九五〇年代前半に始まり（一九五二年八月一七日「把愛国衛生運動和積肥工作結合起来很多郷村的農民已經做出很大的成績」）、一九五〇年代後半にも各地で見られた（一九五八年一月三日「百花社僮族社員戸建廁圈猪」）。それは生産力増進の政策にもなっており、各地で熱心に行われた。中には高床式住居で家畜を飼養する習俗を改めて家畜小屋を別につくる人畜分居を行うようになった地域も見られた（一九五三年一月一六日「田陽那道綠機両屯群衆 実行人畜分居」、一九五八年六月一〇日「以革命干劲改變千年陋習 天等奮戰五昼夜實現人畜分居」、一九五八年六月二九日「講究衛生 減少疾病 平果都安各民族人民改善居住条件」）。衛生運動としてはネズミ、蚊、ハエ、ゴキブリの「四害」を駆除する運動も見られた（一九五二年八月一七日「把愛国衛生運動和積肥工作結合起来很多郷村的農民已經做出很大的成績」、一九六〇年五月五日「除四害 滅疾病 龍勝各族自治县人寿年豊」）。

一九五〇年代初期は、迷信や婚姻の改革など、一九三〇年代にも行われたが不徹底であったものが継続して改革の対象とされた。その点で、旧い習俗をひきずりながらの改革であった。この時期には生産問題が重要視された。しかし他方で少数民族の文化を尊重する必要がある、すべてが生産に基準を置いて切り捨てられたわけではなかった。壮族の歌墟は一九三〇年代とは一転して評価され民族の文化的特徴とされた。習俗改革の方法としては、強制的な改革ではなく、「群衆の自覚の基礎」に基づく方法が用いられた。

2 一九五〇年代後期の新たな動き

一九五〇年代後期になると、生産に影響を及ぼす習俗に対して政府が介入する動きがみられるようになった。たとえば壮族の歌墟は民族文化として尊重されたが、しかし歌墟には、歌の掛け合い自体だけでなく、それに付随して派生すると見なされる欠点をも抱えていた。この点について、一九五七年三月二八日李金光「引導歌墟向健康的方向發展」には次のように記されている。

本省僮族人民は山歌を歌うのを非常に好む。歌墟は山歌を歌う一種の文芸活動である。解放前、反動統治階級は石や武器で歌墟に参加した群衆を追い払い、婦女の頭髮を切り、群衆を脅してこの民族文芸活動を消滅させようと図った。ただ僮族人民は自己の文芸生活を熱愛し反動派に対して妥協しない闘争を行った。歌墟は一種の美しい健康的な文芸活動であるが、旧社会の欠点もいくばくか浸透している。少数の既婚者が未婚と偽って男女関係をみだりに結んでいる。あるものは本村の男性が同じ村の娘が別の村の男性と対歌をするのを願わず械闘を引き起こした。あるものは既婚の男女がそれぞれ別の愛人と歌い夫妻の感情に不和が生ずるなどの影響が生じた。もしこれが「搞風流」（男女間の恋愛）であれば、よい習俗を傷つけ、械闘を引き起こし、ひいてはある地方では反革命分子がこれを利用して陰謀活動をするに至っている。ゆえに一度は禁止されるべきだろう。去年、（桂西僮族）自治州で幹部がこの問題を重視し、民族歌舞団と専門家が調査研究を行った。ある地方では青年が連続して歌墟へ行き半月、二〇日間も（人民）公社に帰らず生産に妨げが生じている。農業社ではこれが「百花齊放」であるとして関わりたくない。青年を教育して農閑期に行わせ公社の生産に影響しないようするべきである。別村の男と本村の女の対歌に不満をもってはいけない。この娯楽が自由で恋愛も自由

なことを理解せねばならない。また「大喫大喝」の浪費を避けるべきである。歌墟活動に対する指導を強め、それを優美で健康な方向に発展せしめるべきである。

すなわち、壮族の歌墟に起因する男女関係の乱れや械闘の発生や浪費の習俗から、その部分に対する指導をするとともに生産に影響しない範囲で容認し、「健康的な」方向に発展させるべきであるという内容である。歌墟は、元来は（少なくとも清末以前は）生子以前ならば未婚・既婚を問わず男女が自由に参加することのできる恋愛・社交の場であった。それは民国期にはすでに「淫」「姦恋を引き起こす」婚外恋愛の場として批判の対象とされていたが、人民共和国成立後もここに至って民国期と共通する位置づけをされるようになった。先述のように歌墟は壮族の民族的特徴で、それ自体を否定することはできないが、しかし歌墟に付随する男女の行為をも手放しで肯定するのではなく、それを制約する政策がとられたのである。

そして単に歌を制約するだけでなく、それを「政治と宣伝に奉仕させる」のに利用した。この点は一九五八年五月九日「山歌——有力的宣伝工具」に、農民が「毛主席や人民解放軍を歌でたたえた」こと、農村クラブの設立後に（政策の）宣伝、通知、放送などに広く歌を使用することで、「政治と生産に奉仕」させたこと、たとえば反右派闘争にも右派攻撃の歌を歌ったこと、共産党政権の賛美の歌を歌うようにすることが記されている。『广西僮族文学（初稿）』にも、人民共和国の成立以降、歌墟に新しい内容で新しい形式が出現したこと、具体的には共産党・毛主席を歌でたたえ、新しい社会と生活を歌でたたえ、党の方針政策を宣伝し先進的な生産の経験を互いに交流すること、さらに中国共産党史・中国革命史を山歌に編成して伝え歌っていること、歌墟における恋愛歌にも顕著な変化が見られ、青年男女が新婚法を歌い、自由で幸福な新しい生活を歌っていることが指摘されている（『广西僮族文学史編輯室 广西師範学院中文系編 一九六二』。歌を好み、「何をすることも歌」い（上記一九五八年五月九日の記事）、歌墟を好む壮族の民

族性は政府の政策の貫徹に利用されたのである。

一九五八年の「大躍進」の時期になると、こうした政府の介入が一層顕著になっていく。たとえば、一九五八年五月一三日の方人「正確認識和对待民族同化問題」では、風俗習慣を二つに分けて社会主義・民族の発展繁栄に適合しないと知識人(政府)が看做したものは放棄すべきだとされている。この場合、「放棄すべき習俗」として、僮族(壮族)が便所を建てない習慣、苗族や瑶族地域の一部で耕牛を殺して盛大に婚葬事や神祭り「還願」を行う習慣が挙げられている。

一九六〇年代に入ってからの記事ではあるが、一九六三年一月二四日の丘如審「節前談習俗」においても、民間の習俗に対して、生産に影響があるとして一概に禁止したり、逆に放任することは不正確な態度であること、正確な態度とは、習俗の好悪・優劣を区別し、習俗を健康・正確な方面へ誘導することであることが指摘されている。この場合、よい習俗とは、春節の期間に少し良い食物を食べ、楽しく遊び、英気を養い、農業を中心とする生産の高潮を迎えることであり、わるい習俗とは浪費や大規模な封建迷信活動、賭博、不正常な男女関係、紛糾を引き起こす危険性のある「偷青」(男女の密会)の類の習俗である。春節の大掃除、春聯の貼り替え、年画を掛けること、晚会(文芸大会)の開催などは大いに提唱すべきであって、それらを党の政策や措置と結びつけ、娯楽活動にも教育をことよせるべきであること、歌墟は正当な男女の社交活動になるよう指導するべきことが指摘されている。生産のみを基準として歌墟などの習俗を禁止あるいは放任するのではなく、習俗の優劣を区別し、党の政策・教育と結びつけ「健康・正確」な方向に導くべきであるという主張である。歌墟自体の否定はしませんが方向性が定められている。<sup>15)</sup>

政府が主導しての習俗の改変について、一九六五年一月二六日「做移風易俗的尖兵」には、岑溪県謝村クラブの春活動として、春節前に節約や新旧社会の違いを宣伝し、春節に「聯歡晚会」を開いて老農を招いて新旧の社会の春

節の違いを語ってもらうこと、春節期間に民兵の軍事閲兵や射撃、バスケットボール、ピンポン、走り高跳び、幅跳び、徒競走、象棋などをし、現代劇を演じ、紅歌を歌い、革命故事を語ることに、初三に橋や道路の修復をするこ  
とが記されている。政府の側が春節の新たな過ごし方を指導しようとしていることが窺われる。

歌墟を政府が変えていったことについては、一九六五年三月九日の黄漢昌・劉宇一「移風易俗唱紅歌——靖西大興公社青年不唱『風流』歌前後」においても、春節の文化娯楽活動の指導を行い、恋愛歌から、「東方紅」「毛主席是咱社里人」「偉大的国家偉大的党」などの紅歌に変えたこと、その理由として恋愛歌は「低級」で青年の革命精神と生産の積極性を喪失させること、歌墟に既婚の男女が参加することで夫妻の感情の悪化、家庭争議をもたらしていることが指摘されている。歌墟に男女の問題が生じるような事態が一九六五年になってもまだ消滅していないことが注目されるが、このような政府が歌墟を変えていく動きは一九五〇年代末には劉三姐歌劇創作運動として広西で大規模に行われことになった。

彩調歌劇「劉三姐」は映画でたいへん有名になったが、一九五九年から有識者の間で内容が討論され、幾日幾夜歌を歌う壮族の風俗の特色を十分に表現するもの（一九五九年二月九日「關於彩調『劉三姐』的討論」、陸地の評）として高い評価を得た。<sup>16</sup>一九六〇年代に入り、自治区共産党委員会が四月から全区で劉三姐の公演を行うことを決定し、各地で党委員会が指導して創作編集・上演をすることになった。県以上の文芸団体のみならず公社・生産隊でも演出するよう運動の規模を拡大すべきであること、内容として「劉三姐」が労働人民の「歌仙」である特徴を表現すべきで、解放の思想、迷信の破除を貫徹すべき（一九六〇年二月九日）とされた。こうして、一九六〇年三月末には劉三姐の上演をする単位が一二〇九、出演者五万八〇〇〇余人に達した。柳州地区では脚本の編纂過程において二三五冊の伝説、一九万二五〇〇首の民歌が収集され、百色専区では山歌の階級闘争への作用を重視した（一九六〇年四月二日「歌仙如雲集 歌海逐浪高 全区『劉三姐』会演昨日開幕」）。それは政府の指導する大衆運動の形をとったが、

たとえ歌劇が階級闘争を重視し迷信の破除に利用したにせよその流行は壮族の歌を好む民族性と結びついてきたことが容易に見て取れる。

ここで少数民族地域の状況について見ておこう。筆者が行った調査によると、歌墟について、龍勝県龍脊地域の壮族のもとでは、民国期から人民共和国になっても地域全体で毎年地点を変えて続行されてきた。しかし一九五八年の「大躍進」の際に公共の場では山歌を歌うことができなくなり、政府の指導で（普通語で）紅歌を歌うようになった。紅歌は村の婦女主任が県へ行つて習い、それを食事の前に村民に教えたという（当時、集団化が進行し、一九五八〜一九六〇年の間は公共食堂で食事をするようになった）。一九六〇年代には春節の夜に村の「文芸隊」十余人が劉三姐劇の上演を積極的に行つた。ほかに一九五八年に家内の祖先を祀る祭壇は壊され毛沢東の肖像画を拜むようになった。村の廟も破壊された。民族衣装は人民共和国成立初期にはあつたが、後に見られなくなった。<sup>①</sup>龍脊では集団化にもない生活の各方面で変化が生じていたが、政府による歌墟政策については上記の一九六五年三月九日の記事のように、それまでの山歌を実際に紅歌に変えようとしたのである。そして迷信的な活動については家内の祭壇の破壊に至るまで実施されたのである。

本節で検討したところを要約すると、一九五〇年代に迷信活動や不落夫家の改革が行われた。改変に際しては政府の強制でなく自発によるものとされた。生産に影響を及ぼすものも改変の対象にされた。ただし、少数民族の文化への配慮は慎重になされた。歌墟・山歌は壮族の文化的特徴として肯定的に扱われた。しかし、一九五〇年代後半、とくに一九五八年以降には、政府によって山歌が「政治と宣伝に奉仕させる」方向へ、「政治・経済・生産・文化とより緊密に結合」する内容に、恋愛歌から革命や政權賛美の歌、紅歌へと変化した。歌墟の男女の性的関係に関わる部分については改革の対象とされた。壮族の歌墟の改革は一九五〇年代末には劉三姐歌劇創作運動として広西で大規模に行われことになった。

ただし迷信も含めて習俗はなかなか改変されなかった。迷信や不落夫家、さらに歌壇も根強く残り、一九五八年に廟や祭壇が破壊されたり歌壇ができなくなったりしたが、部分的には一九六〇年代になっても消滅しなかった。また習俗の改革には地域差が見られた。住居に人畜分居・同居の両方の地域が見られたのはその一例である。このほか、生産の重視とともに衛生運動が盛行した。<sup>18)</sup>

## 五 結びにかえて

一九三〇年代の改良風俗政策と一九五〇年代の移風易俗政策を比較すると、政府側の物差しで風俗習慣をよいものとわるいものに区分し、わるいものを改革していくという姿勢は共通している。封建的な婚姻習俗の改良、迷信の排除、衛生運動という改革の対象も共通している。また習俗の改革に地域による相違が見られた点でも共通している。ただ、改良の方法としては、一九三〇年代は政府が強制し、一九五〇年代初期は婚姻など封建的習俗の改革以外は表面的には強制はされずに当事者の自覚に委ねられた点で異なっている。しかし一九五〇年代後期になると、政府が指導し習俗を政治に利用するようになった。その例として、歌壇は、一九三〇年代は禁止され、一九五〇年代は民族文化尊重の原則に基づき容認されたが、それがもたらす（と政府側が看做す）男女の性的関係の紊乱は改革の対象にされた。一九五〇年代後半には山歌を政権賛美や紅歌に変えていく政策がとられた。また一九三〇年代後期には戦時体制に置かれ、一九五〇年代には生産力向上が大きな目標とされ、それぞれの目的での習俗改革が行われた。こうした時代の背景に基づく相違はあるものの、一九三〇年代・一九五〇年代の習俗の改革政策に見られた違いは両者の時期の社会体制の違いの割には大きくないことが指摘されよう。<sup>19)</sup>

共通点が少なからず見られることから、一九三〇年代に着手された改良風俗政策が一九五〇年代の移風易俗政策

に引き継がれていったであろうことが指摘される。部分的な改革はすでに清代に提唱されているが、政府の政策として実施されるのは一九三〇年代である。そうとすれば一九三〇年代から一九五〇年代までの時期は、断絶よりもむしろ連続性が認められることが指摘されよう。そしてそのことは裏を返せば習俗の改革には多大な時間を要し、段階的、あるいは反復的な改革を要したことを物語っている。中国近現代における風俗改革政策は、従来見過ごされてきたが、大きな変革運動であり、一九三〇年代、一九五〇年代と段階的、反復的な改革を経て現代に至ったのである。

本論では主に新聞記事などの文献に依拠し一九三〇年代と一九五〇年代の改良風俗政策の実施の状況について異同点を探り、近代中国の変革期の文化政策の一面を探ることを目的としたが、変革期についてより全面的な理解を得るには、個々の非漢族地域において人々がどのようにこの時代を過ごして来たのか、調査資料に基づいて検討する作業が必須である。新聞記事は政策の宣伝に利用され、政府側のバイアスがかかりがちであるが、人々の語りは新聞記事にはない材料を多く含んでいる。また本論では一九五〇年代までに検討の時期を区切ったが、現在の風俗は文革期、一九八〇年代の伝統文化の復活期を経て形成されてきたことからすれば、一九五〇年代以降の動向にも目配りが必要であろう。これらの問題は今後に残された課題である。

注

- (1) 現在の壮族は、清代・民国期には「獯人」「土人」と呼ばれたが、人民共和国成立後に僮族として公認された。そして一九六五年に壮族と改称された。
- (2) 「移風易俗」は正式な政策名称ではないが、当時の新聞記事に頻りに登場する用語である。また、人民共和国成立後の時期の検討は一九五〇年代を中心とするが、文革前の一九六〇年代前半の記事をもふくむ。
- (3) 梁上燕「広西風俗習慣改良問題」(《南寧民国日報》一九三三年九月一六日)によると、一九二八年にも改良風俗政策が実施されたが、政府の勢力の及ぶ地域で道士・僧尼の活動を禁止した程度で、一九三〇年代に入る前は全省にわたる全面的な改革は



実現していなかった。

(4) 広西省政府編の『広西省改良風俗規則』(一九三四年)による。表記に当たって通し番号はもとの条文の番号を用いた。なお、以下、『広西省改良風俗規則』を「規則」、その草案を「草案」と表記する。

(5) 『草案』では、嫁入りの際に花嫁が持参する家具は衣類を収納する衣装箱に限ることや、葬儀に食物を供奉することを禁止するなど、かなり厳格な制約が考えられていた。

(6) 『規則』に挙げられている「閨房」をしてはならない理由として、『草案』では男女の唱歌などとともに陋俗であるためとしている。また紅色に染めたタマゴの贈答は、おそらく多くの物品を贈る行為をとまなうがゆえに禁止されたように思われる。なお、禁止すべき習俗として、旧曆も土地公や観音などの神祇祭祀の期日と密接な関係があるという理由で改革が提唱された(『南甯民国日報』一九三二年一月二九日)。孫文が演説の中で旧觀念・旧思想を打破することの一環として、旧曆新年を批判した経緯もある(『欲改造新国家当実行三民主義』——一九二二年一月四日・桂林広東同郷会歓迎会での演説〔孫中山編述、一九二七〕)。しかし実際のところ、これは実施されたとは思われない。また、広西全省に関わる習俗以外に、東蘭県の「螞歌」(旧曆正月の青蛙の葬送祭「螞拐節」の日に行われる歌墟)など地方的な行事も対象とされた(『東蘭県政紀要』「改良風俗大綱」)。(7) 『草案』では「淫を教える」もので「風化を損なう」とされている。歌墟に対するこうした理解は、人民共和国成立後にもたびたび登場し問題とされることになる。

(8) なお、改良風俗政策が実施された当時の広西の政治体制として、李宗仁・白崇禧・黄旭初らを中心とする新桂系軍閥が一九三〇年以降、蒋介石と対峙し、「三自政策」をとって広西で半独立を維持した。そのなかで全省を把握すべく各県の調査を行い(『広西民政序編』一九三四)、苗族・瑶族の編籍を推進するが、こうした政治的な動向も一九三〇年代の政策の背景として指摘されよう。

(9) 『規則』では、男女の一切の服飾は国貨を購入すること(36条)、嫁入りの際の持参財にも国貨を用いること(6条)が規定されており、当時の状況が反映されている。

(10) なお、この記事では民衆の意識を変える教育の重要性が示唆されている。この点について「寧 一九三五」によると、知識があつてはじめて事物の優劣を判断できるのであり、知識が欠乏しては迷信の弊害を理解できない。たとえば迷信は下級社会の無知の男女にのみ保存されている。したがって教育の普及を徹底させるべきであるとしている。「元・梁 一九三八」でも、迷信を取り除くのに禁令を出すのは「消極的方法」であつて、「積極的方法」は民衆に迷信の害を知らしめ科学を認識させることだと指摘しており、教育面で民の意識を変えることの必要性を指摘している。

(11) これらの地域には現在の壮族にあたる非漢族が多く居住していたように推測されるが、苗(ミャオ)族・瑶(ヤオ)族の居

住地域では改革は一層困難であつたであろう。瑶族地域では大瑶山など一九四〇年代まで国民党の勢力が浸透しないところもあつたし、他の編籍された地域でも壮族よりは改革は進行が遅かつたよう思われる。

(12) 当事者の自覚に委ねる方式は人民共和国成立後の習俗改革に頻繁に見られる。この方式は、おそらく人民共和国成立以前の時期の共産党統治地域ですで行われていたよう推測される。

(13) 不落夫家は、一九五五年三月二日満球「改変大請客和・不落夫家・的旧習慣」にも「理に合わない古い習俗」として見えしており、また先述のように文革中も行われていた地域も見られ、かなり後にまで根強く残つた。

(14) 一九六二年一月二日の孫以泰・莫博古「龍勝僮族麻欄建築」では、高床式住居が合理的な建築だと評価されている。人畜同居の習俗自体は否定されない地域も並存したことを示している。

(15) この記事からは一九六三年になつても「迷信活動」が消滅しないことが同時に窺われる。この点について一九六五年一月一日「以革命精神過春節」に、南寧市郊外において、春節初三、四日に親戚朋友が豚肉・年糕・米粉・麵など礼物を持参して年始の挨拶をし、受ける側も酒席を設けて接待し、一度の飲み食いで数十元〜百元も使う「開年酒」の悪い習慣があること、今年はこうした習慣をやめて香火蠟燭の類の「迷信品」を買わないことを表明した記事がある。当時実際には農民のもとでは春節の酒席の習慣や「迷信品」の使用が行われていたことが窺われる。また、迷信ではないが、一九六五年三月二日満球「改変大請客和・不落夫家・的旧習慣」にも、婚礼に伝統的に多くの客人を招いて三日間「大喫大喝」する習俗をもやめた者が称賛されており、そうでない場合、つまり婚葬に多くの客を招いて盛大に祝う風潮の存在が見て取れる。

(16) 広西の著名な作家陸地は、劉三姐歌劇において実際の歌墟を反映する場面や婚礼に際して幾日幾夜歌う壮族の習俗が盛り込まれていることに対して高い評価をしている。歌墟自体は知識人からも否定はされていないのである。

(17) 一九五八年三月五日「慶祝広西僮族自治区成立、賀龍副総理到達南寧」では、挿絵に民族衣装を着用した女性が描かれている。また、一九六三年六月一日潘其旭「僮族春米舞」では徳保県一帯では元宵節に壮族の娘が盛装して杵を持ち春米舞をすることが記されており、当時民族衣装はまだ残されていたことが窺われる。ただし、「春米舞」で歌われるのは労働・豊作・生活を歌で讃える内容であり、恋愛歌ではなくなっている。

(18) 儒教的要素の残存も問題となるが、清代以降一九三〇年代までは本文でも言及したように消滅せずに続いた。しかし人民共和国成立後の状況についてはあらためて検討する必要がある。

(19) なお、一九五七年一月二十九日には「僮文方案」が國務院の批准を経た（一九五八年一月三十一日の記事）。それは、一九五二年二月以来、中国科学院語言研究所の袁家驊を中心とする作業チームで検討されていたが、武鳴県を標準音点としてラテン字母を用いて制定された。

参考文献

方素梅

二〇〇二 『近代壮族社会研究』 南寧…广西民族出版社

亢真化・梁上燕

一九三八 『改良風俗の実施』 南寧…民团週刊社

广西民政厅編

一九三四 『三二年度广西各県概況』 南寧…大成印書館

广西省政府編

一九三四 『广西省改良風俗規則』

广西僮族文学史編輯室、广西師範学院中文系編

一九六一 『广西僮族文学（初稿）』 南寧…广西僮族自治区人民出版社

蒋晃編

一九三六 『東蘭県政紀要』 广西省政府

廖楊

一九九六 『辛亥革命与广西的風俗改良』 『广西民族研究』 一九九六年第一期…八一—一八六

寧瑚

一九三五 『建設新广西与改革風俗』 『群言』 一九三五年一二（二）…四二—四八

孫中山編述（大中国印書館校訂）

一九二七 『中山全書』 上海…大中国印書館

楊煊

一九三四 『广西風俗概況』 『广西省政府公報』 一九三四年一〇期

張声震主編、覃彩鑾編

二〇〇二 『壮族史』 広州…広東人民出版社